

物件名称	大阪南消防組合柏羽藤消防署受変電設備改修工事に伴う設計業務			
履行場所	藤井寺市青山3丁目613-8			
物件概要	[施設概要] ○大阪南消防組合柏羽藤消防署 本部棟:RC造一部S造4階建約3926.03 m ² [業務概要] ○現況調査業務 1式 ○実施設計業務 1式 ○実施設計業務 1式 本部棟・受変電設備改修工事・防水改修工事 上記に伴う付帯工事他 ○工事費積算業務 1式 ○その他、係員の指示する業務 1式			
契約方法の種類	随意契約			
工事種別名	建築設計・監理業務			
随意契約の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
	(随契理由)	別紙のとおり		
契約者	(商号) (株)上坂設計 (住所) 大阪府大阪市北区太融寺町3-24 (代表者) 代表取締役 上坂 成輝			
契約締結日	令和8年8月3日			
履行期間	令和8年8月4日 から 令和9年3月31日			
契約金額(税込)	¥4,400,000			
予定価格(税込)	¥4,477,000			

大阪南消防組合柏羽藤消防署受変電設備改修工事に伴う設計業務の随意契約理由

受変電設備の更新の必要性については、令和 7 年度の同施設の長寿命化改修工事に伴う設計業務における調査で確認され、また、この長寿命化改修工事は令和 8 年度及び 9 年度の 2 ヶ年に渡る工事を予定しております。一方で、受変電設備の更新については、令和 8 年度に設計し、9 年度に工事を実施する予定であります。長寿命化改修工事と工期が重複することとなります。受変電設備の更新においては、施設の電源を仮設電源とする必要があり、消防署という用途から稼働しながらの施工は必須であり、停電することは許されません。このことから、通常の施設利用のほか、別工事での電源使用は大きなリスクとなり、長寿命化改修工事の内容や工程等を踏まえた設計や工事間での入念な調整が受変電設備の改修には必要となります。

加えて、既に長寿命化改修工事の設計業務において、調査等を実施し、施設の設備内容等を把握しており、本業務は競争入札に付することは不利また適さないことから、(株) 上坂設計と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号の規定に基づき、随意契約しようとするものです。

【参考】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき。